

1. 開会日時・場所

日時 令和3年4月23日(金) 午後2時00分
 場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 19名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	上田 励二
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	—
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝巳				

欠席委員

12番 久留本 忠美

3. 議事録署名人

3番 新庄 實雄 18番 山口 龍子

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 東 徹 主任 茂見 鉄平 主事 檀上 周
 農林水産課 専門員 崎原 明俊 主任主事 佐々木 達也

5. 審議事項

第25号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
 第26号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
 第27号議案 農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
 第28号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
 第29号議案 非農地証明申請について
 第30号議案 農用地利用集積計画について
 第31号議案 農用地利用配分計画について
 第32号議案 三原農業振興地域整備計画の変更について
 第33号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、18名で定足数に達しておりますので、第4回総会は成立しております。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、3番 新庄委員、18番 山口委員を指名します。

議長 それでは、これから申請に基づく議題に入ります。

議事日程は、日程第1を第25号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど事務局から提案のありましたように、日程第6 第30号議案から日程第8 第32号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

- 議長 日程第6 第30号議案を上程します。
「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。
第30号議案に係る資料30の第1番から第15番について審議します。
それでは、担当者の説明を求めます。
- 事務局 議案書15ページをご覧ください。第30号議案 農用地利用集積計画について説明します。
この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。
今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。
〇〇地域から件数2件、筆数2筆、面積3,461㎡、
〇〇地域から件数6件、筆数10筆、面積16,745㎡、
〇〇地域から件数1件、筆数3筆、面積6,716㎡が提出されています。
なお、利用権を設定する農用地については、資料30の2ページに記載しています。
今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。
以上で説明を終わります。
- 議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・
- 議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用集積計画の第1番から第15番は、原案のとおり承認決定する事について、賛成の方は挙手願います。
- 議長 挙手全員であります。
よって、ただ今の農用地利用集積計画について、資料30の第1番から第15番は原案のとおり承認決定されました。
- 議長 次に、日程第7 第31号議案を上程します。
「農用地利用配分計画」について、三原市長からの諮問です。
第31号議案に係る資料31の農用地利用配分計画、第1番から第15番について審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により2回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。
担当者の説明を求めます。
- 事務局 議案書16ページをご覧ください。第31号議案 農用地利用配分計画の諮問について説明します。
該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求めるものです。
今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。
〇〇地域にて件数1件、筆数2筆、面積3,461㎡
〇〇地域にて件数4件、筆数10筆、面積16,745㎡
〇〇地域にて件数1件、筆数3筆、面積6,716㎡について意見を求めます。
利用権を設定する農地については、資料31の2ページに記載しておりますのでご覧ください。以上で全体説明を終わります。
- 議長 これからは、個別に審議します。
はじめに、資料31の農用地利用配分計画、第1番から第2番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第1番から第2番については、〇〇地域から件数1件、筆数2筆、面積3,461㎡を農事組合法人〇〇が受けるものです。以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用配分計画の第1番から第2番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、農用地利用配分計画について、資料31の第1番から第2番は、原案のとおり承認されました。
〇〇番委員は入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて議事を進行します。
資料31 農用地利用配分計画の第3番から第15番を審議します。
それでは担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。
第3番及び第4番については、〇〇地域から件数1件、筆数2筆、面積計6,233㎡を農事組合法人〇〇が受けるものです。
第5番から第9番については、〇〇地域から件数1件、筆数5筆、面積計4,357㎡を農事組合法人〇〇が受けるものです。
第10番については、〇〇地域から件数1件、筆数1筆、面積3,055㎡を農事組合法人〇〇が受けるものです。
第11番及び第12番については、〇〇地域から件数1件、筆数2筆、面積計3,100㎡を〇〇が受けるものです。
第13番から第15番については、〇〇地域から件数1件、筆数3筆、面積計6,716㎡を農事組合法人〇〇が受けるものです。
以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
農用地利用配分計画の第3番から第15番を原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、農用地利用配分計画について、資料31の第1番から第15番は、全て原案のとおり承認されました。

議 長 次に日程第8 第32号議案を上程します。
三原農業振興地域整備計画の変更について、三原市長から諮問を求められるものです。
第32号議案に係る資料32の第1番から第30番について審議します。

議 長 それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 議案書 17 ページをお開きください。第 32 号議案「三原農業振興地域整備計画の変更について」の諮問について説明いたします。

 先日議案書とともに送付いたしました「資料 32」をご覧ください。

 大変申し訳ございませんが、資料の修正をお願いします。

 位置番号 2 の「三原市沼田西町松江〇〇」の用途区分ですが、宅地となっておりますが、正しくは山林になります。

 申し訳ございませんが、修正をお願いします。

 それでは、引き続き、三原農業振興地域整備計画変更の農用地区域除外申請について説明します。こちらに農用地区域除外申請によるもの、計 30 件を記載しています。面積は除外申請が合計 38,413.3 ㎡となっております。

 なお、除外申請 30 件のうち、第 1 種農地は 1 番、9 番、24 番です。予定用途については、1 番はモバイル基地局、9 番と 24 番は宅地の造成となっており、集落接続の条件に該当しますので、第 1 種農地の不許可の例外に該当するものになります。

 残る申請はすべて第 2 種農地です。

 以上で、第 32 号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

18 番 26 番の件なんですけど、新聞などに載っていた件だと思うんですけども、今一度経緯の説明と、申請者の〇〇に対してはタイミングのことで救済策のようなことは考えておられますか。

事務局 この度は不手際がございまして皆様に大変ご迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。まず、チェック体制の不備が原因となっております。2 月の定例総会で審議いただいた内容について担当職員が不手際な処理をしておりましたので、新聞報道されておりますように職員には処分をしております。

 今現在、県と協議をさせていただいて、事前協議を行った状態となっております。この内容で告示期間を 20 日間することが可能ということで県から了解を得ています。

 そのため、このままいけば最短で 6 月末には除外申請が決定されると思います。それが一番最短の日程となっております。

 極力、早め早めに処理を進めて、できるだけご迷惑をかけないように努力しておりますので、ご理解をいただければと思います。

議 長 その他質疑等ございませんか。

 ・・・「異議なし」の声あり。・・・

議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
 三原農業振興地域整備計画の変更について、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
 よって、三原農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり承認されました。

議 長 ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので退席します。お疲れ様でした。

 次に、日程第 1 第 25 号議案を上程します。

 農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 34 件から第 52 件を審議します。

 事務局より説明を求めます。

事務局 議案書 1 ページをご覧ください。第 25 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。

 はじめに、申請の取り下げについて報告します。

議案書1ページの第34件について、申請者から農地の売買を取りやめたため、申請を取り下げるとの連絡がありましたので、議案から削除をお願いします。なお、当該案件は3月総会において別段面積の特例区域が設定された農地ですが、3条申請の取下げとともに特例区域の設定についても取消しの連絡がありましたので、合わせて報告いたします。

それでは議案の説明をいたします。

第35件と第36件は、譲受人が同一のため併せて説明します。

第35件は、〇〇から、須波西2丁目〇〇 地目：畑 70㎡を、

第36件は、〇〇から、須波西2丁目〇〇 ほか1筆 地目：畑 359㎡を、島根県邑智郡三郷町の〇〇が、住宅とともに農地を取得し新規就農するため譲り受けるものです。

当該案件は、令和3年第3回総会で別段面積の特例区域が設定された農地です。

第37件は、〇〇から、広島市東区の〇〇が、沼田東町末光〇〇 ほか13筆、地目：田4筆 畑10筆 合計7,715㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第38件は、〇〇から、小泉町の〇〇が、幸崎久和喜〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計868㎡を、農業経営規模を拡大し果樹を栽培するため譲り受けるものです。

第39件は、〇〇から、宮浦3丁目の〇〇が、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 1,035㎡を、新規就農のため譲り受けるものです。

第40件は、〇〇から、本郷町船木の〇〇が、本郷町船木〇〇 ほか6筆 地目：田 合計5,142㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第41件は、〇〇から、本郷町船木の〇〇が、本郷町船木〇〇、地目：田 3,714㎡ 持分5分の3を、自己名義で農業経営をするため共有持分を譲り受けるものです。

第42件は、〇〇から、久井町江木の〇〇が、久井町江木〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計173㎡を、建物と農地を併せて譲り受けるものです。

当該案件は令和3年第3回総会で別段面積の特例区域が設定された農地です。

第43件は、〇〇から、久井町江木の〇〇が、久井町江木〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計258㎡を、居住地から近いため譲り受けるものです。

第44件は、〇〇から、久井町下津の〇〇が、久井町下津〇〇 ほか1筆 地目：田 合計：2,119㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第45件は、〇〇から、久井町和草の〇〇が、久井町和草〇〇 地目：田 1,237㎡について、耕作に便利のためお互いの農地を交換するものです。

第46件は、〇〇から、広島市東区の〇〇が、久井長和草〇〇 ほか1筆 地目：田 合計4,172㎡について、耕作に便利のためお互いの農地を交換するものです。

第47件は、〇〇から、久井町羽倉の〇〇が、久井町羽倉〇〇 地目：畑 460㎡について、昭和30年頃に父から譲り受けた農地の所有権を整理するために申請されたものです。

第48件は、〇〇から、広島市西区の〇〇が、久井町山中野〇〇 ほか5筆 地目：田4筆 畑：2筆 合計4,460㎡について、実家から近いため譲り受けるものです。

第49件は、〇〇から、大和町上徳良の〇〇が、大和町上徳良〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計373㎡について、自宅に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。

第50件は、〇〇から、大和町大草の〇〇が、大和町大草〇〇 地目：田 80㎡について、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第51件は、〇〇から、久井町山中野の〇〇が、大和町大草〇〇 ほか1筆 地目：田1筆 畑1筆 合計376㎡について、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第52件は、〇〇から、大和町大草の〇〇が、大和町和木〇〇 地目：田 1,924㎡について、管理可能な場所にあるため譲り受けるものです。

以上、第35件から第52件の案件は、全て農地法第3条の許可要件を満たしております。農地法第3条による許可申請の説明は以上です。

議長

地元委員の調査報告を求めます。

25番

第35件・第36件は、12番委員と現地を確認しました。別に問題ないと思います。

2番

第37件は、4月18日に24番推進委員と現地を確認しました。

申請地は自宅の横と裏にある畑及び田が4筆です。譲渡人の〇〇のお話ですが、息子さんに継がれて農業をしているということで、事務局の報告どおりで問題ないと思います。

25番

第38件は、12番委員と17日に現地確認をしました。譲受人の〇〇は親の家のすぐ脇の土地で、別に問題ないと思います。

- 10 番 第 39 件は、4 月 18 日に 26 番推進委員と現地確認をいたしました。その結果、県道のすぐ隣の土地で問題ないと思います。
- 7 番 第 40 件は、4 月 17 日に 28 番推進委員と現地確認をしました。譲受人から必要事項は電話で聞き取りましたが、事務局の説明どおり特に問題ないと思います。
- 第 41 件についても、28 番推進委員と現地確認をしまして、事務局の説明どおり特に問題ありません。
- 14 番 第 42 件は、4 月 19 日に 13 番委員・30 番推進委員・32 番推進委員と現地確認をいたしました。〇〇の方も建物を取得してこちらの方に入られた後に畑で耕作をしたいという繋がりでございます。事務局の説明どおり問題ないと思います。
- 14 番 第 43 件は、4 月 19 日に 13 番委員・30 番推進委員・32 番推進委員と現地確認をいたしました。こちらの方は譲受人の〇〇のすぐ隣に位置しますので、事務局の説明どおり問題ないと思います。
- 14 番 第 44 件は、4 月 19 日に 13 番委員・30 番推進委員・32 番推進委員と現地確認をいたしました。こちらの方は譲渡人の〇〇の方は現時点ではこちらの農地を耕作されていますが、年老いて耕作の方が無理ということで親戚に譲渡したいということでした。事務局の説明どおり問題ないと思います。
- 1 番 第 45 件・第 46 件・第 47 件あわせて報告します。
4 月 18 日に 3 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。
- 3 番 第 48 件は、4 月 18 日に 1 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と現地確認を行いました。これは長男さんが持っておられたのが亡くなられて、〇〇はこのあたりには来たことがないということで、妹さんの〇〇が旧家を管理されているので、そちらに譲り渡すことにしたそうです。後は事務局の説明どおりで問題ないと思います。
- 6 番 第 49 件は、4 月 17 日に 34 番推進委員と現地確認を行いました。自宅に隣接しており耕作に便利のため譲り受けられるとのことでした。事務局の説明どおり何も問題ありません。
- 18 番 第 50 件・第 51 件合わせて報告いたします。4 月 18 日に 36 番推進委員と譲受人の〇〇・〇〇と現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ないと思います。
- 9 番 第 52 件は、4 月 18 日に 37 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり、管理可能な場所にある案件で譲受人は野菜等の耕作をされるとのことでした。特に問題ないと思います。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
- これより質疑に入ります。質疑はありますか。
- ・・・「異議なし」の声あり。・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第 3 条の規定による許可申請、第 35 件から第 52 件の本案は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、農地法第 3 条の規定による許可申請の第 35 件から第 52 件の本案は、提案のあったとおり許可決定することに決しました。
- 議 長 次に、日程第 2 第 26 号議案を上程します。

農地法第4条の規定による許可申請について、第11件から第12件を審議します。
事務局より説明を求めます。

事務局 議案書9ページをお開きください。第26号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

第11件は、〇〇が、須波西2丁目〇〇 地目：畑 39㎡について庭敷に転用するもので、内容は、植栽12本です。

なお、本件は転用の許可を得ることなく、宅地として利用されており、無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

第12件は、〇〇が、久井町和草〇〇 地目：畑 3.63㎡について、併用地：宅地480.33㎡と併せて宅地に転用するもので、内容は車庫1棟です。

なお、本件は転用の許可を得ることなく、宅地として利用されており、無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は、「農地法第4条第6項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第4条に係る許可申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

25番 第11件は4月17日に12番委員と現地を確認しましたが、別に問題ないと思います。二種農地です。

1番 第12件は4月18日に3番委員・31番推進委員・33番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりです。二種農地です。

議長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第4条の規定による許可申請、第11件から第12件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、農地法第4条の規定による許可申請の本案は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、日程第3 第27号議案を上程します。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第2件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書10ページをお開きください。第27号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

第2件は、当初、株式会社〇〇が、久井町羽倉〇〇について、令和3年1月18日付けで、資材置場及び車両置場への農地法第5条許可指令を受けましたが、新型コロナウイルスによる経済情勢の変化から所有権移転を賃借権の設定する計画となり、事業計画を変更するものです。

事業計画変更後の農地転用については、第28号議案 農地法第5条の規定による許可申請第43件において審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請、第2件の本案は原案のとおり承認決定すること
について、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、転用許可後の事業計画変更承認申請、第2件について、本案は原案のとおり承認
決定することに決しました。

議長 次に、日程第4 第28号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第35件から第46件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページをお開きください。第28号議案 農地法第5条の規定による許可申請に
ついて説明いたします。

第35件は、〇〇から〇〇が、幸崎能地4丁目〇〇 地目：畑 442㎡ について、所有権
の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟及び駐車場4区画です。

第36件は、〇〇から〇〇が、幸崎能地4丁目〇〇 地目：畑 264㎡ について、所有権の
移転を受け、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟及び駐車場2区画です。

第37件は、〇〇から〇〇が、幸崎久和喜〇〇 外1筆 地目：畑 365㎡ について、所有
権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟及び駐車場2区画です。

第38件は、〇〇から〇〇が、幸崎久和喜〇〇 外2筆 地目：田2筆256㎡ 地目：畑
1筆12㎡、合計268㎡ について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は住宅
1棟です。

第39件は、〇〇から〇〇株式会社が、本郷南2丁目〇〇 地目：田 1,383㎡ について、
所有権の移転を受け、資材置場に転用するもので、内容は砂利置場700㎡、真砂土置場400
㎡です。

本申請地は、「都市計画法第8条第1項第1号に規定する「用途地域」内の農地で、許可
基準は、「農地法第5条第2項第1号ロ(1)：市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域
内にある農地は許可する」に該当します。

第40件は、〇〇から株式会社〇〇が本郷町船木〇〇 地目：田 241㎡ について、併用
地：雑種地4,670㎡ とともに、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル1,536
枚、38棟、発電量450kW 規模です。

なお、本件は転用の許可を得ることなく、雑種地として利用されており、無断で転用して
いることから、始末書の提出を求めて提出されています。

第41件は、〇〇から〇〇・〇〇が、久井町和草〇〇 地目：畑 154㎡ について、使用貸
借権の設定により、併用地：宅地43.32㎡、山林25㎡ とともに宅地として利用するもので、
内容は住宅1棟及び駐車場3区画です。

なお、本件は転用の許可を得ることなく、宅地として利用されており、無断で転用してい
ることから、始末書の提出を求めて提出されています。

第42件は、〇〇から株式会社〇〇が、久井町和草〇〇 外2筆 地目：畑 合計374㎡
について、所有権の移転を受け、併用地：雑種地134㎡ とともに、資材置場及び駐車場、進
入路に転用するもので、内容は飼料ロール20個、駐車場3区画です。

第43件は、先ほど第27号議案で審議いただいた事業計画変更の案件です。〇〇から株式
会社〇〇が、久井町羽倉〇〇 地目：田 2,365㎡ について、賃借権の設定により、資材置
場及び駐車場に転用するもので、内容は資材置場800㎡及び駐車場14区画です。

本申請地は「羽倉地区」として昭和60年から平成6年に実施された「県営ほ場整備事業」
で整備された「特定土地改良事業等の施工区域内」にある農地に該当します。

許可基準は、不許可の例外基準：農地法施行規則第33条第4号の「住宅その他の申請に
かかる土地の地域周辺において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置
されるもの」に該当します。

第44件は、〇〇から株式会社〇〇が、久井町坂井原〇〇 外4筆 地目：田 合計2,155
㎡ について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設及び資材置場に転用するもので、内容は
太陽光パネル324枚、3棟、発電量49.5kw 規模、架台・パネル置場300㎡、杭置場150㎡で
す。

第45件は、〇〇から株式会社〇〇が、久井町土取〇〇 地目：畑 990㎡ について、所有

権の移転を受け、併用地：山林 203 ㎡とともに太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル 300 枚、6 棟、発電量 49.5kW 規模です。

第 46 件は、〇〇から株式会社〇〇が、大和町〇〇 ほか 1 筆 地目：田 1,243 ㎡、地目：畑 72 ㎡、合計 1,315 ㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル 288 枚、6 棟、発電量 44.55kW 規模です。

第 39 件及び第 43 件を除く申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は「農地法第 5 条第 2 項第 2 号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第 5 条に係る許可申請についての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

25 番 第 35 件・36 件・37 件・38 件は一緒に説明させていただきます。4 月 17 日に 12 番委員と現地確認をしました。4 件とも住宅を建てるということで、隣近所に迷惑がかかるようなことはありませんでした。別に問題はないと思います。全部二種農地です。

17 番 第 39 件は、4 月 20 日に 27 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで別に問題ないと思います。第三種農地です。

7 番 第 40 件は、4 月 17 日に 28 番推進委員と現地確認を行いました。申請地は本郷支所より北西約 5.7 キロ山陽本線の北側の山の間に位置します。周辺の農地は全て太陽光発電施設となっております。申請手続き中に施工業者が併用地の工事と一緒に行ったもので、始末書も提出されおりますので、問題はないと思います。農地区分は二種農地です。

1 番 第 41 件は、4 月 18 日に 3 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりです。第 42 件・第 43 件も同様です。41 件・42 件は二種農地で、43 件は一種農地です。

13 番 第 44 件は、4 月 19 日に 14 番委員・30 番推進委員・32 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の報告どおり問題ないと思います。第二種農地です。

3 番 第 45 件は、4 月 18 日に 1 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。農地区分は二種農地です。

9 番 第 46 件は、4 月 18 日 37 番推進委員と現地確認をいたしました。事務局の説明どおり問題ないと思います。二種農地です。

議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第 5 条の規定による許可申請、第 35 件から第 46 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、農地法第 5 条の規定による許可申請、第 35 件から第 46 件について、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、日程第 5 第 29 号議案を上程します。
非農地証明申請について、第 10 件から第 14 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 14 ページをお開きください。第 29 号議案 非農地証明申請について説明します。

第10件は、〇〇から、小坂町〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計539㎡について、昭和50年頃から耕作放棄し現在に至り、現況地目：原野として申請されています。

第11件は、〇〇から、沼田東町片島〇〇 ほか2筆 地目：畑 合計661㎡について、昭和45年頃に畜舎を建て、平成13年に一部車庫として改築し現在に至り、現況地目：宅地として申請されています。

第12件は、〇〇から、沼田西町松江〇〇 地目：田 84㎡について、昭和47年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。

第13件は、〇〇から、幸崎町久和喜〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計544㎡について、平成元年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。

第14件は、〇〇から、久井町羽倉〇〇 地目：畑 152㎡について、昭和40年頃から耕作しておらず、現況地目：山林として申請されています。

申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。非農地証明申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

19番 第10件は、4月21日に22番推進委員と申請者の〇〇の3名で現地確認をいたしました。状況は事務局の説明のとおり、昭和30年頃から原野化してどうしようもないということです。農地区分は第二種です。

2番 第11件は、4月18日に24番推進委員と現地を確認しました。申請地は三原竹原線県道沿いの〇〇橋から北へ700メートルのところにあります。現状は倉庫及び駐車場として使われていました。申請者の〇〇の話では、家を建てる計画だそうです。事務局の報告どおりで問題ないと思います。申請地の農地区分は第二種です。

15番 第12件は、4月19日に23番推進委員と行政書士立ち合いのもと現地確認しました。この土地は北郷支所より南に約3キロに位置し、集団的な農地からはずれており、土地改良もされていない状態です。申請者の〇〇は、相続されて広島の方に住んでおられ、管理ができないということで昭和47年頃から管理をしておらず、申請地が現状原野化されており、復元は不可能と考えます。二種農地です。

25番 第13件は、4月17日に12番委員と現地確認をしました。昔みかんを植えていたところが既に山になっており、やむを得ないと思います。二種農地です。

1番 第14件は、4月18日に3番委員・31番推進委員・33番推進委員と現地確認を行いました。周りも全て山でして、畑がどこにあるかわからないぐらいの状態でしたので、仕方ないと思います。二種農地です。

議長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
非農地証明申請、第10件から第14件について、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、非農地証明申請、第10件から第14件については申請どおり決しました。

議長 次に、日程第9 第33号議案を上程します。
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の定めについて、第6件から第8件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書18ページをお開きください。第33号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」について説明します。
本議案は、農業委員会が定める別段の面積を定める区域である特例区域の設定を求めるも

のです。

第6件は、兵庫県神戸市須磨区の〇〇が所有する、本郷南6丁目〇〇、地目：畑、79㎡について、今後管理されない予定の農地があり、取得したい新規就農者がいるため、特例区域の設定を申し出たものです。

第7件は、久井町和草の〇〇が所有する、久井町和〇〇 ほか1筆 地目：田1筆 畑1筆 合計609㎡について、今後管理されない予定の農地があり、取得したいため特例区域の設定を申し出たものです。

第8件は、広島市中区の〇〇が所有する、大和町大草〇〇、地目：畑、64㎡について、今後管理されない予定の農地があり、取得したいため特例区域の設定を申し出たものです。

第6件から第8件については、別段面積の特例区域設定要綱第2条第1項第2号の設定基準「担い手への農地集積が見込まれず、かつ、荒廃農地又は将来荒廃農地となるおそれがある農地であること」に該当します。

農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。
続いて、地元委員の調査報告を求めます。

17番

第6件は、4月20日に27番推進委員と現地確認を行いました。不動産会社〇〇の担当者と譲受人と4名で現地に向かい、譲受人に話を聞いたところ、野菜を作るということでした。

1番

第7件は、4月18日に3番委員・31番推進委員・33番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりです。

18番

第8件は、4月18日に36番推進委員と現地確認をしました。〇〇は〇〇の叔母にあたり、隣に住んでいるため問題ないと思います。

議長

地元調査委員の調査報告は、特例区域の設定について承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・異議なしの声あり。・・・

議長

異議なしと認めます。これより採決に入ります。
本議案に賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。
よって、「農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定する別段面積の特例区域設定要綱」に基づく特例区域は、原案のとおり決しました。
以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局

- 1 農地法関係諸証明事務等について
 - 農地法第3条の3第1項（権利取得の届出）8件
 - 農地法第4条の規定による農地転用届出受理 1件
 - 農地法第5条の規定による農地転用届出受理 3件
 - 農地法第5条の規定による許可不要案件 2件
 - 農地転用（農業用施設）届出受理 1件
 - 農地改良届出受理 1件
 - 取消願 2件
 - 取下願 1件
 - 非農地の判断 1件

2 その他

- 今後の日程
令和3年第5回定例総会 5月25日（火）14時

議長

その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。

ご苦労さまでした。